

八戸市勤労者福祉サービスセンター共済給付事業規程

(趣旨)

第1条 この規程は、八戸市勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）の会員の生活安定を図るため、センター規約第4条第1号の規定により実施する共済給付事業について、必要な事項を定めるものとする。

(共済給付事業の実施)

第2条 センターが実施する共済給付事業の内容は、別表に定めるとおりとする。

- 2 前項に規定する共済給付事業については、一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会を引受保険団体とする自治体提携慶弔共済保険契約（以下「保険契約」という。）を締結し実施するものとし、センター又は会員が保険契約の被保険者となるものとする。
- 3 給付に関する基準、その他細目については、この規程に定めるもののほか、保険契約に付帯する普通保険約款の規定による。

(受給資格)

第3条 給付金の受給資格は、入会手続きが完了した日の属する月の翌月の初日から発生するものとする。

(適用範囲)

第4条 この規程は、センターの会員または当該遺族に適用する。

(受給資格の喪失)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは受給資格を喪失する。

- (1) 会員資格を失ったとき。
- (2) 指定された期日までに会費を納入しなかったとき。

(請求手続)

第6条 給付金の給付を受けようとするものは、所定の用紙に必要書類を添付し、理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は、前項の規定により提出された申請書類の内容を審査し、適当と認められたときは給付金を給付する。

(請求期間)

第7条 給付金の請求期間は、給付事由が発生した日の翌日から起算して3年以内とする。

(給付金の返還)

第8条 会員または給付金の受取人が給付金の受領に関し虚偽の請求をしたことが明らかになったときは、給付金を返還させるものとする。

(異議申立)

第9条 会員は、給付金に関して疑義があるときは、当該決定を知った日から3ヶ月以内に理事長に異議の申し立てをすることができる。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、給付金の給付に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表 第2条関係

給付事由			給付金額（円）	
祝金	結婚祝金	会員が結婚した場合	15,000	
	出生祝金	会員に子が出生した場合	8,000	
	就学祝金	会員の子が小学校に入学した場合	5,000	
		会員の子が中学校に入学した場合	5,000	
	成人祝金	会員が満20歳に達した場合	10,000	
	還暦祝金	会員が満60歳に達した場合	10,000	
	結婚記念祝金	会員が結婚して右の記念日を迎えた場合	25周年（銀婚）	10,000
			35周年（珊瑚婚）	12,000
			50周年（金婚）	15,000
	勤続祝金	会員が勤続して右の期間を経過した場合	10年	5,000
15年			8,000	
20年			10,000	
25年			12,000	
30年			15,000	
遺重 障度 害障 害保 害險 ・金 後	会員本人	交通事故により後遺障害の状態となった場合	500,000～20,000	
		不慮の事故により後遺障害の状態となった場合	300,000～12,000	
		疾病により重度障害の状態となった場合	71歳未満	200,000
			71歳以上	100,000
傷病 休業 保険 金	会員本人	傷病により右の期間を休業した場合	14日以上	10,000
			30日以上	15,000
			60日以上	20,000
			90日以上	25,000
			120日以上	35,000
住宅 災害 保険 金	火災等による	会員の居住する建物・家財の損害の程度が右の割合となった場合	50%以上	300,000
			30%以上50%未満	210,000
			20%以上30%未満	150,000
			20%未満	60,000
	自然災害による	会員の居住する建物の損害の程度が右の割合となった場合	70%以上	90,000
			20%以上70%未満	45,000
			20%未満	9,000
		会員の居住する建物の床上浸水	18,000	
死亡 保険 金	会員本人	交通事故により死亡した場合	500,000	
		不慮の事故により死亡した場合	300,000	
		疾病により死亡した場合	71歳未満	200,000
			71歳以上	100,000
死亡 弔慰 金	会員の配偶者が死亡した場合		30,000	
	会員の子が死亡した場合		20,000	
	会員および配偶者の親が死亡した場合		10,000	
	会員の同居親族が住宅災害により死亡した場合		20,000	